

令和2年5月29日

静岡県 交通基盤部 建設業課

新型コロナウイルス感染症まん延防止に係る建設業新規許可申請書  
受付業務の予約制度試行について

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る建設業新規許可申請書受付業務の予約制度試行については、令和2年4月17日にお知らせしたところではありますが、新しい生活様式の実践が引き続き呼びかけられていることから、下記のとおり予約制度の試行を継続します。

記

1 試行期間

令和2年4月27日（月）～令和2年9月30日（水）の間とします。

2 予約について

(1) 対象となる許可申請

新規の建設業許可及び個人事業の継承に関する許可とします。

(2) 1日当たりの予約件数

午前2件（午前9時から）、午後2件（午後1時30分から）の合計4件とします。

(3) 予約受付方法

電話による受付を実施します（許可班 054-221-3058）。

(4) ホームページにおける予約状況公開

実施しません。

3 その他

- ・新規許可の審査は予約者を優先します。予約なしで新規許可を申請された場合はロビー等でお待ちいただく場合があります。
- ・新規許可の補正は、予約の空き時間に対応いたします。空き時間については、建設業課に電話でお問い合わせください。
- ・建設業許可に関する質問及び相談は、メールにてお願いします。

建設業課メール：[kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp)

以 上

担 当 許可班

電話番号 054-221-3058